

2019年 5月31日
東北電力株式会社

女川原子力発電所の状況について

1. 運転状況について

- (1) 1号機 運転終了（2018年12月21日）、第20回定期検査中^{※1}
- (2) 2号機 第11回定期検査中
- (3) 3号機 第7回定期検査中

※1 原子炉等規制法に基づく廃止措置計画認可までは定期検査を継続。

2. 各号機の報告について

- (1) 1号機
 - ・2011年9月10日より、第20回定期検査を実施中。
 - ・プラント停止中の安全維持点検を実施中。
 - ・今期間中に発見されたトラブル^{※2}に該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。
- (2) 2号機
 - ・2010年11月6日より、第11回定期検査を実施中。
 - ・耐震工事等を実施中。
 - ・今期間中に発見されたトラブルに該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。
- (3) 3号機
 - ・2011年9月10日より、第7回定期検査を実施中。
 - ・耐震工事等を実施中。
 - ・今期間中に発見されたトラブルに該当する事象, ならびにトラブルに該当しないひび, 傷等の軽度な事象なし。

※2 法令に基づく国への報告が必要となる事象。

3. 新たに発生した事象に対する報告

- (1) 女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について
 - ・2019年3月1日、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」について、女川原子力発電所における組織整備に伴い、「保安に関する組織」等の記載内容を変更するため、以下について変更認可申請を行った。
 - 原子力防災業務のさらなる強化および責任の明確化を目的として、新たに「防災グループ」を設置
 - 女川1号機の廃止等の状況変化や業務実態を踏まえ、一部組織を統廃合すること

(2) 株式会社フジクラの不適切な行為に関する女川原子力発電所における調査結果について

- ・ 当社は、株式会社フジクラ（以下、「フジクラ」という）の不適切な行為を踏まえ、女川原子力発電所における不適切な行為が行われた製品の使用状況や設備への影響について調査した。
- ・ 調査の結果、当社は、不適切な行為が行われた製品が、女川原子力発電所において使用されていることを確認したが、フジクラにおけるこれまでの製造実績や検査記録、当社による性能確認などにより、いずれの製品も性能・品質に問題はなく、女川原子力発電所の安全性に影響はないことを確認した。
- ・ 具体的な調査結果は、以下のとおり。

【調査結果】

不適切な行為が行われた製品	用途
難燃電力ケーブル 難燃制御・計装ケーブル	発電所内の各種電源からモーターやポンプなどへの送電用ケーブルおよび発電所内の各種制御装置等から各種設備・機器へ電気信号を送るための伝送用ケーブルとして使用
光ケーブル	発電所内の各種測定データを伝送するための光通信ケーブルとして使用
コントロール銅管の被覆	発電所内の各機器を制御するための空気作動弁などへ圧縮した空気を送るための銅管の被覆として使用

[参考] 株式会社フジクラの不適切な行為の概要

株式会社フジクラおよびグループ会社の製品の一部（送配電用電線、産業用電線、通信用ケーブル等）について、検査項目の未実施、頻度不足等、品質管理に係る不適切な行為が行われていたもの。

なお、不適切な行為の事案の内容は以下のとおり。

- ・ 材料試験の未実施
- ・ 他の試験を終えた試料で耐放射線試験を実施すべきところ、別の試料で実施
- ・ 出荷時の試験成績書へ、実際とは異なる値または未実施の試験結果を記載 等

4. 過去報告事象に対する追加報告

(1) 女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について

- ・ 2018年8月2日、女川原子力発電所における、原子力発電所を安全に運転・管理するために遵守すべき事項を定めた「原子炉施設保安規定」について、原子力規制庁に以下のとおり変更認可申請を行った。
 - モニタリングポストの移設に伴う「周辺監視区域^{*3}」等に係る記載の変更
 - 原子力規制庁からの指示等を踏まえた「高経年化技術評価^{*4}」に係る記載の適正化
- ・ その後、原子力規制庁から「モニタリング設備の信頼性確保の重要性から、その設計から設置まで、規制として確認する必要がある。」との意向が示されたことから、改め

て必要な対応を検討することとし、2018年12月17日、モニタリングポストの移設を除き補正申請を行った。

(第148回女川原子力発電所環境調査測定技術会報告済み)

- ・本変更認可申請について、2019年2月15日、原子力規制委員会より認可をいただいた。

※3 年間被ばく線量が、法令で定められている1ミリシーベルトを超えることのないよう監視している区域。

※4 営業運転開始後30年が経過する前(その後10年ごと)に実施する必要がある評価。

5. その他

(1) 女川原子力発電所2号機における新規制基準適合性審査の状況について

- ・女川2号機については、2013年12月の申請以降、「地震・津波」および「プラント関係」について、継続的な事務局ヒアリングや審査会合において申請内容を説明してきており、審査会合はこれまでに158回開催されている。
- ・「地震・津波」の審査は、基準地震動(最大1,000ガル)や基準津波(23.1m)、敷地内・周辺の断層評価、火山事象(降下火砕物15cm)に対して「概ね妥当な検討がなされている」との評価をいただくなど、審査は着実に進捗しており、現在は、「地盤・斜面の安定性」に係る審査に対応しているところ。
- ・「プラント関係」の審査についても、例えば、防潮堤の構造成立性に係る当社の対応方針に一定のご理解をいただくなどしており、引き続き、「耐震・耐津波設計方針」や、「設計基準対象施設^{※5}」、「重大事故等対処設備^{※6}」等の審査に対応していくこととしている。
- ・「地震・津波」「プラント関係」のいずれの審査についても、4月11日までに全ての審査項目について、一通りの説明を終えており、引き続き、原子力規制委員会からいただいた指摘事項への回答について、7月中に説明を終えることができるよう、審査を確実に進めてまいりたいと考えている。

※5 炉心損傷や放射性物質の大量放出に至る可能性のある事故等に対処するための設備。

※6 設計の基準を超えるような異常な事象(地震等)が発生した場合であっても、重大な事故に至らせないための施設。また、重大な事故が発生した場合であっても、それらの拡大を防止するための施設。

以 上